

事 務 連 絡  
平成 2 7 年 2 月 2 0 日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市担当課 } 殿

消防庁消防・救急課

消防力の整備指針に基づく消防職員の総数の算定の  
基となる乗換運用基準に関する質疑応答等について

標記のことについて、別紙のとおり取りまとめたので送付します。

なお、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）  
に対してもこの旨周知徹底されるようお願いいたします。

（事務担当）

消防庁消防・救急課 警防係  
西羅係長、吉武事務官、中嶋事務官  
TEL 03-5253-7522  
FAX 03-5253-7532  
E-mail keibou@ml.soumu.go.jp

## 質疑応答集

問1 各消防本部において部隊運用方法を定めているが、消防力の整備指針に基づく消防庁長官が定める乗換運用基準に反している場合は実際の運用を制限されるのか。

答1 この乗換運用基準は、消防本部が整備目標とする消防職員の総数を算定する際の前提となる乗換方法を定めたものであって、各消防本部における実際の運用について制限を設けるものではない。

問2 救助隊が救助工作車と乗り換える車両にはしご自動車を加えることは認められないと考えて良いか。

答2 はしご自動車は消防隊が運用する車両とされていることから、乗換運用基準上は従来どおり、救助隊が救助工作車とはしご自動車を乗り換えることは認めない。  
なお、この乗換運用基準は、消防本部が整備目標とする消防職員の総数を算定する際の前提となる乗換方法を定めたものであって、各消防本部における実際の運用について制限するものではない。

問3 消火系特殊車と救助系特殊車に明確な違いはあるのか。また、消防隊が救助系特殊車と、救助隊が消火系特殊車と乗換えることは可能か。

答3 消火系特殊車は消火活動に使用する特殊車、救助系特殊車は救助活動に使用する特殊車としており、各消防本部における使用目的等に応じて分類していただきたい。  
後段については、各消防本部の実態に応じて運用することは当然可能である。

問4 消防隊の2台の乗換について例示していただきたい。

答4 消防隊の2台の乗換例には次のようなものがある。

- (1) 消防ポンプ自動車と化学消防車
- (2) 消防ポンプ自動車とはしご自動車
- (3) 消防ポンプ自動車と大型水槽車（特殊車）
- (4) 消防ポンプ自動車と消防艇
- (5) 消防ポンプ自動車と大型化学消防車
- (6) 消防ポンプ自動車と泡原液搬送車・大型高所放水車
- (7) 化学消防車とはしご自動車
- (8) 化学消防車と消防艇
- (9) はしご自動車と消防艇

問5 乗換運用基準上、規模の小さい消防本部について3台までの乗換を認めているのはなぜか。

答5 乗換運用基準上、従来どおり原則2台の相互乗換としており、3台は例外となる。管轄区域における災害発生件数が少なく、複数の災害が同時に発生するリスクが極めて低いと考えられる小規模な消防本部については、例外的に3台までの乗換を認めることとしたものである。

なお、この乗換運用基準は、消防本部が整備目標とする消防職員の総数を算定する際の前提となる乗換方法であって、各消防本部における実際の運用について制限するものではない。

問6 3台乗換が認められる小規模な消防本部とはどのようなものか。

答6 災害発生件数が著しく少なく、複数の災害が同時に発生するリスクが極めて低いと考えられる小規模な消防本部で、おおむね管轄人口規模5万未満の消防本部をいう。

問7 後方支援系特殊車を含む3台の乗換について例示していただきたい。

答7 後方支援系特殊車を含む3台の乗換例について次のようなものがある。

- (1) 消防ポンプ自動車と化学消防車と資機材搬送車（後方支援系特殊車）
- (2) 消防ポンプ自動車とはしご自動車と資機材搬送車・人員輸送車（後方支援系特殊車）

問8 救助隊の2台の乗換について例示していただきたい。

答8 救助隊の2台の乗換例には次のようなものがある。

- (1) 救助工作車と重機搬送車・ウォーターカッター車（特殊車）
- (2) 救助工作車と特殊災害対策車（特殊車）
- (3) 救助工作車と山岳救助車（特殊車）
- (4) 救助工作車と水難救助車（特殊車）

問9 救助隊の乗換運用基準において、無償使用車両がただし書から除かれるのはなぜか。

答9 無償使用制度とは、緊急消防援助隊の活動上必要な車両・資機材等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率的なものについて、大規模・特殊災害時における国の責任を果たすため、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させるものである。そのため、無償使用車両については迅速に出動ができるだけの人員を確保しておいてもらう必要がある。

また、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害では、倒壊家屋及び津波浸水地域での救助事案が多数発生すると想定されるため、無償使用車両の中でも、特に救助隊が用いるものについては、出動要請をする可能性が極めて高いことから、乗換運用基準上、乗換は、原則どおり2台までとすることとする。

# 乗換運用基準のイメージ

参考

《 1 台 目 》

《 2 台 目 》

《 3 台 目 》

指揮車

指揮隊

乗換え不可

消防隊

消防ポンプ自動車等

はしご車

小規模消防本部

計3台まで

化学車

消防艇

後方支援系特殊車のみ

消防隊が運用する車両等に搭乗する隊員数で運用できる台数  
※例えば、資機材搬送車(2名)と人員輸送車(2名)

消火系特殊車

消防隊が運用する車両等に搭乗する隊員数で運用できる台数  
※例えば、大型水槽車(2名)とホース延長車(2名)

《コンビナート保有地域のみ》

三点セット

大型化学消防車

大型高所放水車

泡原液搬送車

乗換え不可

消防ポンプ自動車等に搭乗する消防隊は、災害態様により、はしご車、化学車等に乗り換えて出場

航空機(ヘリ)

救助隊

救助工作車

救助系特殊車

救助工作車に搭乗する救助隊が、災害態様によって救助系の特殊車を選択して出場

救助工作車に搭乗する隊員数で運用できる台数  
※例えば、重機搬送車(2名)防災工作車(2名)

無償使用車両を乗り換える場合原則どおり2台まで

※特異災害のための特殊車両(無償使用車両は除く。)については、具体的に想定する災害に応じて必要となる車両の組合せを設定し、必要な人員数をあらかじめ確認している場合はこの限りでない。

救急隊

救急自動車

一定要件を満たす場合は、消防隊との兼務可能

3台目は不可